

第47号議案

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年7月6日

品川区長 濱 野 健

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

品川区社会福祉基金条例（昭和52年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

高田右多子障害者用社会福祉基金	81,004,473円から第5条の規定により処分した額を減じた額	を
高田右多子障害者用社会福祉基金	81,004,473円から第5条の規定により処分した額を減じた額	
矢部久子高齢者用社会福祉基金	10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額	に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）矢部久子高齢者用社会福祉基金を設置する必要がある。